

平成24年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成24年12月12日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時 平成24年12月12日（水曜日） 午前10時00分～午後2時08分

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

2番 佐藤文子 10番 富岡喜芳 15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英 22番 本間輝男 25番 橋村誠
30番 鎌田正

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	議会事務局長：佐々木誠治
神岡支所長：鈴木直樹	西仙北支所長：今野幸宏
中仙支所長：皆川貢	協和支所長：武田春樹
南外支所長：伊藤敏夫	仙北支所長：佐々木ジョージ
太田支所長：草薙均	総務課長：伊藤義之
総務部次長兼防災管理監：郡山茂樹	会計管理者：柴田敬史
秘書課長：富樫公誠	総務部次長兼財政課長：佐藤芳彦
契約検査課長：久保江信晴	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
管財課長：舩屋博之	総合防災課長：進藤久
選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄	監査委員事務局長：佐藤智弘
環境交通安全課長：平寛二	市民部次長兼国保年金課長：小野地淳司
市民課長：佐々木恭子	消費生活相談室長：西村とも子

議会事務局職員出席者

次長 竹内徳幸

審議案件

- 第1 報告第 7 号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
 - 第2 議案第175号 大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第3 議案第188号 上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 第4 議案第189号 太田北部墓園の指定管理者の指定について
 - 第5 議案第190号 太田東部墓園の指定管理者の指定について
 - 第6 議案第204号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）
 - 第7 議案第205号 平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第8 議案第206号 平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第9 陳情第 55号 消費税増税に関することについて
 - 第10 陳情第 56号 年金引き下げの中止を求めることについて
 - 第11 陳情第 57号 地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求めることについて
 - 第12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
 - 第13 一般廃棄物処理基本計画の見直し案について
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、総務部・市民部の順に審査し、その後、両部に係わる補正予算等について審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、元吉総務部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。本日の総務民生常任委員会でご審議いただく案件の内、総務部関係の議案は、衆議院議員総選挙の執行経費に関わる専決処分報告、並びに人事異動等に伴う人件費及び大曲庁舎の耐震補強工事に関わる補正予算でございます。詳細につきましては担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、報告第7号、「専決処分報告について（平成24年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」）を議題といたします。当局の説明を求めます。藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 平成24年11月21日の専決処分による補正予算について、ご説明いたします。資料No.2-1の事業説明書をご覧ください。本予算は、11月16日に衆議院が解散したことにより、12月16日に投開票が行われる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費の予算であります。予算の総額は49,585千円で、歳入歳出同額となっております。

主な予算措置について、ご説明いたします。報酬関連につきましては、投票管理者・投票立会人並びに期日前投票管理者、期日前投票立会人及び開票管理者・開票立会人の報酬で、延べ481人分5,070千円を措置しております。職員手当につきましては、当日の投開票事務従事職員430人分及び期日前投票事務従事職員などの時間外勤務手

当として、21,732千円を措置しております。これらの予算措置の他に、全体の経費に占める割合が大きい項目として、ポスター掲示場に係る経費がございますが、掲示板の購入に1,428千円を消耗品に、設置撤去の経費として、3,836千円を委託料に計上し、合わせて5,264千円を495箇所の掲示場の関連経費として予算措置しております。また、入場券の送付につきましては、国の基準では世帯単位で送付することを前提に郵送料を積算して市町村に交付しておりますが、本市においては、なるべく有権者に便宜を図る意味で、個人単位で入場券を送付していることから、郵送料は必然的にかさみ、3,388千円を郵便料に計上しております。

以下、その他の経費につきましても、他の選挙と同じような積算方法により予算を計上しております。なお、この選挙の執行経費の財源としましては、全額、15款3項1目の衆議院議員総選挙委託金が充当されております。

以上、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」の内、議会・総務部関連についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明を求めます。始めに、佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木誠治） 議案第204号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち議会費の歳出に係わる補正内容について、ご説明申し上げます。資料N03、補正予算書の14ページとあわせて、事業説明書の1ページをご覧ください。なお、説明は事業説明書により行いますので、ご了承願います。1款1項1目議会費、7

事業の議員報酬、期末手当及び共済費は、10,500千円の減額補正であります。内容は、当初予算において条例規定の報酬額を計上しておりましたが、ご案内のように、議会自ら3月定例会において条例の附則改正を行い、4月から報酬額の7%を減額しているところであります。議長においては、月額36,000円の減で、年額で432,000円、副議長においては、月額33,000円の減で、年額で396,000円、議員においては、一人当たり月額31,000円の減で、年額で372,000円の26名分で、9,672,000円となり、合計10,500,000円の減額となります。以上で説明を終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第204号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務課所管分についてご説明いたします。補正予算事業説明書の2ページと補正予算書29ページをお開き願います。

始めに、職員人件費についてご説明いたします。特別会計や企業会計分の職員人件費を除き、補正前の予算額6億7,474万3千円に6,297万2千円追加し、補正後の予算額を6億8,771万5千円とするものであります。職員人件費につきましては、地方自治法（第2条第14項）の本旨に基づき市の事務処理を行うに当たり、最小のコストで最大の効果を上げること、即ち、市民サービスの充実を目指すことを目的としており、適正な職員数を配置し、適正な行財政運営を図ることを目標としております。事業の概要でございますが、4月に行いました定期人事異動等に伴う補正が主な内容であり、職員数につきましては、予算策定時、817人と見込んでおりましたが、他団体からの派遣及び駅前再開発事業の円滑な推進を図ることや農業振興情報センターの充実を図るため、再任用職員を配置したことにより3人増加し、820人となったものです。

補正額の主な理由といたしましては、1点目に管理職手当カットによるものでございますが、カット率を20%とし、管理職160人で1,808万3千円の減額となります。2点目は、共済組合の負担率が昨年度より6.8125パーミル下がったことにより、2,208万9千円の減額となっております。3点目としましては、人事異動による職員の入れ替えや、昇格によりまして1億314万4千円の増額となります。以上によりまして、一般会計全体で、6,297万2千円の補正をお願いするものでございます。

次に、事業の説明書4ページ、補正予算書15ページをお開きください。2款1項1目50事業一般管理費負担金のうち秋田県市町村総合事務組合負担金についてご説明いたします。事業の目的につきましては、議会の議員やその他非常勤の特別職などが公務上の

災害を受けた場合にその損害を補償し、その方々やその遺族の方々の生活の安定と福祉の向上に寄与することであり、それらの方々の生活の安定を図ることを目標としております。事業の概要としましては、大仙市では、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害につきましては、秋田県市町村総合事務組合にその事務を委任しており、同組合が県内の全市町村及び17の一部事務組合や広域連合の事務を共同処理しているところでございますが、平成24年度は、補償費が増加したことにより財源が大幅に不足している状態にあります。また、平成21年度と22年度に死亡一時金が給付された関係で基金が枯渇している状態にあり、今年度1億円積み立てることとなったことから、各市町村の均等割を200万円、職員数割として538万1千円、合計で738万1千円負担することとなったところです。なお、今回の補正額は、資料にありますとおり花館財産区の議会議員分と予算残額97万1千円を差し引いた638万7千円補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、藤井選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤井幸雄） 選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明いたします。事業説明書の5ページをご覧ください。2款4項24目10事業、大仙市中仙南土地改良区総代選挙執行経費の93千円につきましては、同土地改良区が総代制への移行に伴い、総代総選挙を行うための経費であります。同土地改良区の設立及び総代制への移行の経緯については、事業説明書の3の事業の概要に記載のとおりであります。予算の内容といたしましては、選挙長、選挙立会人3名分の報酬が29千円、当選証書の印刷や選挙関連事務消耗品代が42千円、入場券発送のための郵便料が22千円などとなっております。なお、この選挙の執行経費の財源としましては、全額、12款2項1目の大仙市中仙南土地改良区総代選挙費負担金が充当されております。

以上、よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願ひいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど市民部と一緒にいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第215号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第

7号)」を議題といたします。所管する補正予算について、説明を求めます。舛屋管財課長。

○管財課長（舛屋博之） それでは、管財課所管の歳出予算につきまして、ご説明いたします。資料につきましては、資料NO5-1 平成24年度12月補正予算（案）12月追加補正分の事業説明書で行います。それでは、1ページ目をご覧ください。

事業名は、庁舎改修事業費であります。補正額は、80,771千円の減、補正後の額が、230,658千円であります。次に、3の事業の概要についてでございます。はじめに、今回の予算の補正理由でございます。大曲庁舎・互助会館耐震補強及び改修工事の変更の概要については、先にご説明いたしました。耐震補強工事箇所のうち、豆板等の脆弱部分の補修工事については、今後の工期等を考慮しますと、早期に着手し、メイン工事となります耐震補強工事の施工に向けまして、進めることが必要となりました。このため、今定例会での補正となったものであります。また、その下の表にありますように、工事請負費及び委託料の契約額の増減については、工事請負費は、22,325,100円の増であり、工事に関連する委託料については、256,200円の増となっておりますが、減額される分としましては、平成24年度中に実施を予定しておりました、耐震補強工事が平成25年度へずれこんだ分が68,395千円、また、工事費や委託料の請差分のうち、24年度相当分が12,376千円がそれぞれ減となり、平成24年度予算においては、80,771千円の減額の補正となったものであります。

次に、継続費の補正であります。補正前の総額が、341,051千円、補正後の総額が、338,160千円、総額の比較では、2,891千円の減となっております。減となった内訳については、その下にあります、継続費の補正の内訳に記載しております。このうち、増となった要因としては、庁舎等耐震補強及び改修工事関係で、22,326千円の増、また、工事に関連する委託料として、設計監理業務委託料、工事監理業務委託料がありますが、これらが、257千円の増となっております。次に、減の要因であります。工事請負費や委託料の請差が10,022千円、また、変更前に継続費に組み込んでいました、電話線地中配管工事や震度計移設工事などのその他関連工事や委託料分が、すべて24年度に完了となったことから、この分の15,452千円を減額としております。これらを差し引きしますと、2,891千円の減ということになります。

次に、継続費の補正後における財源内訳については、ご覧の表のとおりとなっております。5の補正額の財源内訳であります。24年度予算の減額に伴いまして、国県支出金、市債、一般財源ともに、それぞれ減となっております。以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど市民部と一緒にいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第55号、「消費税増税に関することについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。佐藤総務部次長兼税務課長。

○総務部次長兼税務課長（佐藤哲男） 特にございません。

○委員長（渡邊秀俊） 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一体改革と合わせたこの消費税の増税問題は、国会で法案が通ったことではありますが、法案が通った後もこれに対する増税、中止を求める声、また、増税反対の声が7割を超えているというのが現状で、毎週のように運動が大変盛り上がっているという、そういう、継続されている状況にあります。圧倒的、この消費税増税は、今のデフレ不況の中で、増税はかえって景気を冷え込ませて、経済の底を抜けるというふうな状況にありますので、当然この消費税増税の中止というようなことを訴えていく必要があると思いますので、この陳情に賛成です。

○委員長（渡邊秀俊） 他にご意見ご質問等ありませんか。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。本件に関し、他にご意見等ありませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） これ、国の方で決まったことだし、国民の生活の財源がないので不

採択。

○委員長（渡邊秀俊） それではおはかりします。本件に関して、採択と不採択の意見が出ておりますのでこの採決は挙手によって行います。

本件は、採択とすることに賛成の方は挙手願います。（6人中挙手2人）

挙手少数であります。よって本件は不採択とすべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第57号、「地域経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。佐藤総務部次長兼財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤芳彦） 最近の全国市長会の動きをご紹介したいと思えます。去る11月15日に、全国市長会では上程項目として、20の項目について重点の提言を行っております。この中で、都市税財源の充実確保に関する提言、地域経済の活性化と雇用対策の充実等に関する提言と言うことで、この2つの提言もこの20の項目の中に重点項目として入っておりますのでこの点についてご報告を申し上げたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。本間委員。

○委員（本間輝男） 当市にとっては、まさにこのとおりでございまして、私賛成いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） これより採決いたします。本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） ただいま、陳情第57号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。（事務局、意見書案を配付）

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（渡邊秀俊） 以上をもちまして、総務部関係の審査は終了しましたが、議案第204号、及び議案第215号の2件については、後ほど市民部と一緒に討論及び採決しますので、関係者はご出席願います。市民部と入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、市民部の議案等について審査いたします。はじめに、山谷市民部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） 委員の皆様には、お疲れのところご苦労様です。総務部に引き続きまして、市民部関係につきまして、ご審議をお願いいたします。今次定例会に上程しております、市民部の案件につきましては、条例改正案1件、指定管理者の指定に関する案件3件、一般会計補正予算第6号と国民健康保険事業特別会計補正予算第2号、及び後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、並びに追加補正予算第7号となっておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます

なお、9月定例会の常任委員会でもご説明いたしましたが、計画の見直し時期となっております「一般廃棄物処理基本計画」につきましては、11月20日に「廃棄物減量等推進審議会」を開催いたしまして、素案につきまして審議を頂いたところであります。本日、審議終了後に議会基本条例に基づきまして、見直しの項目等につきまして説明いたしますが、予算等も絡むことも想定されますことから、できましたら今月中に委員の皆様のご提言等を賜りますようお願い申し上げます。

また、この場をお借りいたしまして11月に開催されました「平成23年度決算特別委員会分科会」での、ご意見ご要望に対しましての回答をさせていただきたいと存じます。

はじめに、佐藤文子委員からの「生ごみの堆肥化」についてであります。農林商工部と協議いたしましたところ、一時的に民間からの話はありましたが、堆肥としての品質安定化という技術的問題や収集体制、販売先の確保などの問題等があり、現在要望等は来ておらないとのことであります。市のバイオマスタウン構想におきましては、資源の循環型社会が構築されますことから、今後において民間事業者や団体等から要望や提案があれば、積極的に支援することとしておりますので、構想に即した形で積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、本間委員からの環境保全基金についての歳出事業の把握につきましては、協和支所及び財政課と協議を行いまして、25年度事業計画につきまして予算要求前に支所と協議を行うことにいたしましたほか、事業実績につきましても逐次資料を頂くことにいたしましたので、今後、毎年同様の形で実施してまいりたいと存じます。

次に、災害廃棄物の事務的経費に関する国の補助につきましては、県の担当者に確認いたしましたところ、現時点では災害廃棄物受入自治体を実施した住民説明会に関する経費への補助金交付についての連絡は入っていないとのことでしたので、引き続き申請に向けて確認してまいります。以上、報告を含めまして開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。説明は、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、簡潔にお願いします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、議案第175号、「大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第175号 大仙市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について であります。送付議案の3ページをお願いします。地域主権改革一括法により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、環境省令で定めることとされたことから、これを条例規定するものであります。なお、資格基準については、現行と同様としております。改正の中味については、一般廃棄物処理施設におけ

る技術管理者の資格に係る規定を第46条として追加し、これに伴う条例整理を行うもので、施行期日は、25年4月からであります。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 現行では、この基準というふうなものは、要綱とかに定めてやられていたものなのかどうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 現行では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められているものでございました。それを地方主権改革一括法によりまして、条例で定めようということございまして、11項目にわたる資格基準がございます。技術士である場合等が定められておりまして、その要件を満たした者が技術管理者として管理するということになってございます。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第188号、「上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第188号 上淀川エコ対策コミュニティセンターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の

議決を求めるものです。指定管理者は、上淀川町内会であり、指定の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年間であります。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この件についてだけでなく、指定管理に関して資料を差し替えするような、今回、出てきたわけです。私個人的な考え方からすれば、神社仏閣等の経費が町内会からの資料をそのまま上げてきて、後で差し替えするなどとか、追加資料で出すということは、本来あってはならないので、この上淀川も最たるものでしたので、きちんと、一発できちんと出せるような資料を出さないと、議会もやっぱり、きちんとしゃべる人はしゃべるので、今後こういう資料出すことないようにきちんとして下さい。説明はいりません。

○委員長（渡邊秀俊） 山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） ご指摘の部分について、今後、絶対にならないように、資料提出してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第189号、「太田北部墓園の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第189号 太田北部墓園の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者は、太田町北部墓園墓地使用者組合であり、指定の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年間であります。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） つぎに、議案第190号、「太田東部墓園の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第190号 太田東部墓園の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。指定管理者は、太田町東部墓園墓地使用者組合であり、指定の期間は、平成25年4月から平成30年3月までの5年間であります。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

○委員長（渡邊秀俊） つぎに、議案第204号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」の内、市民部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。始めに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第204号については、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）についてであります。補正予算書の5ページをお願いします。上淀川エコ対策コミュニティセンター指定管理料については、年間の指定管理料が、180千円であり、25年度から29年度までの5年分について、債務負担行為補正を行うものです。補正予算書は、12ページをお願いします。事業説明の資料として、お配りの資料をお願いします。歳入18款繰入金01項繰入金01目基金繰入金06環境保全基金繰入金567千円を補正し、補正後の予算額を38,587千円とするものです。これは、環境保全基金を567千円取り崩し、大仙市協和環境保全基金対象事業に充当するもので、宮崎市佐土原地域交流事業費に充当するものです。本事業は平成13年6月に宮崎県佐土原町との有縁交流提携を結び平成23年で10周年を迎えており、さらに相互理解を求めることを目的とするものです。このうち、宮崎市青少年交流事業については、2月期に中学生12名参加の予定であったが、野球部員が14名となったもので、2名追加するものであります。また、日程が繁忙期にあたったため、閑散期と繁忙期の運賃増額分を合わせて、当初予算との差額567千円を補正するものです。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 議案第204号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち、国保年金課所管分につきまして、ご説明いたします。補正予算書の17ページをお開き願います。3款民生費1項8目80事業、医療給付扶助費は所得制限の拡充による補助対象者が増となっていることから、県補助金4百12万3千円の増額を見込み財源振替するものであります。同じく81事業、主な事業説明書は10ページであります。医療給付扶助費市単独上乘分7百70万円の補正でございます。福祉医療事業において、平成24年8月診療分から、制度改正により小学生まで県補助対象が拡大し、市においても所得制限の拡充及び対象者を中学生の入院までとしておりますが、市単独上乘分の、1人当たりの医療費が増加していることから、今回所要額見込みの不足額の補正をお願いするものであります。

次に、3款4項1目10事業 国民年金事務費 百89万円の補正であります。国民年金適用関係届出書は、現在紙媒体で年金機構へ提出しておりますが、これを電子媒体による報告が平成25年4月から可能となることから、入力誤り等を防止し、事務処理の効率化を図るため、市の年金システムを改修する費用の補正をお願いするものであります。なお、財源として全額国から国民年金事務費委託金が措置されることとなっております。

次に18ページ4款1項14目50事業 後期高齢者医療費等負担金は平成23年度療養給付費の精算に伴う広域連合からの負担金返還金3千3百88万5千円が歳入されることによる、財源振替であります。次の90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金3千6百74万円の減額は、低所得者等対策である保険基盤安定のための保険料軽減分について、24年度見込額が確定したことによる減額であります。なお、財源の4分の3にあたる後期高齢者医療保険基盤安定県負担金2千7百55万5千円を減額しております。以上ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 環境保全基金の用途の問題ですけれども、こういう交流事業というか、一般会計から普通に出して使っているものではないかなというふうに思うわけなんですけれども、協和地域の事業であるならば何でもいいというふうな形に捉えられる感じもしますけれども、本来であれば、これは基金から取り崩さずに一般会計から補填すべき事業なんじゃないかなと思ったわけですが、その辺は、財政当局とのやり取り何かあったものでしょうか。
- 委員長（渡邊秀俊） 平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） 一般財源で充当すべきではというご意見と承りましたがけれども、基金の用途が、広く協和地域の住民の福祉の向上に寄与するという、広く解釈されてございます関係から、これに充てているものではございます。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） その件はわかりました。それから、乳幼児子供の医療費の対象者が非常に増えたというふうなことで、1人当りの医療費の伸びが予想を上回ったというふうなことです。子供の病気、そこら辺の傾向について何か特別な問題があったのかどうか、その辺ちょっと教えて下さい。

○委員長（渡邊秀俊） 国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今回の補正につきましては、8月から制度
を改正することで、所得制限の拡充した部分もありましたので、医療が受けやすい状況
にはなっているというふうに思っております。病気の症状そのものは、うちの方で社会
保険等はわかりませんが、国保の、毎日レセプト来るわけですけれども、子供さ
んたちは概ね風邪とかですね、そういう軽微な形のようにございます。ただ、ここにも
資料で上げておりますけれども、中学校の入院、無料ということで拡大しておりますけ
れども、当初予算に380万ほど見込んでおりましたが、現在のところは61万1千円
というような見込みを立てておりますけれども、中学校の方は元気がいいというか、病
気にならないというような状況になっているようであります。以上です。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他に質疑ありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 確認です。環境交通安全課のこの薄い補正予算書、この説明書、確
認だ。この1ページ目、上から3行目、補正前の額が90万円なってるしべ。これまず
いい。中のくくりの中の予算内訳の中に当初予算36万円なってるんだよ。90万円あ
れば、2万なんぼの補正すれば出来るのよ、これ。36万円の、違いでね。確認だ。

○委員長（渡邊秀俊） 平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ちょっと、計算式がですね、ちょっと分かりづらくな
っていて大変申し訳なかったです。当初の運賃につきましてご説明いたします。当初
5万4千円でございます、運賃。これの書き方、ちょっと悪くて申し訳なかったで
す。個人負担が2万4千円を想定してございました。それで、引きますと3万円とな
ります、1人当り。それに、12名で当初は補助金額が36万円と、こういう形でご
ございました。今回の補正につきましては、運賃が1人当り96,180円かかると、
それで個人負担を3万円に値上げさせていただきました。これを14名にしますと、
92万6520円の補助金となります。当初の補助金総定額、36万円を92万65
20円から引きますと増額分が56万6520円となるということで、ちょっと説明
不足の計算式かなと思って、大変そこら辺割愛した、

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

- 委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を開きます。平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） 総額の 90 万円の中身についてであります。報償費、ホームステイ受け入れ者への宿泊費が 25 万、旅費が 28 万、需用費が 1 万円、ただ今当初ありました中学生への補助金が 36 万円で 90 万円となっております。今回説明した部分につきましては、36 万から 92 万 6520 円になりましたその部分だけの説明、増額した部分だけの説明をさせていただきまして、ちょっと総額の説明に及ばなかった点につきましては申し訳ないと思っております。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 確認だ。補正後の補正額の中で、当初予算 36 万というのは、これ参加者の補助金という意味だべ。（「はい、そうです」の声あり）だとすればそれちゃんと、課長これ実は、補助金でなくて事業費なんだ。事業費だからやっぱりそこら辺のくくりを、事業費の中に補助金を入れるという、そこら辺きちんとこれ書かないと誤解を受けるよ。だから、これは当初予算でなくて当初の参加者の負担金とかと謳わないとだめだ、これ。当初の、当初予算の段階で参加者 1 人当たり 3 万円もらって、12 人のやつが 36 万だと、だからこれ負担金にしなければだめだ。事業費に補助金入れるってば何かおかしいよ。やっぱりその項目は負担金とか何かに入れないと、おかしいぞ。
- 環境交通安全課長（平寛二） ただ今負担金というお話ございましたけれども、3 万円につきましては、あくまでも中学生に対して 1 人当たり 3 万円補助するという意味でございまして、補助金という、助成金ということでございます。36 万はあくまでも補助金ということでご理解いただきたいと思っております。なお、90 万・・・。
- 委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

- 委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） 非常に説明不足でございまして、これより以降は、予算の全体を示しながら詳しい数式で示してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今の件だけれども、佐藤さんも話したけれども、確かにこの財源はこの環境保全基金、わかるけれども、その解釈もわかる、ただ、こういう青少年で、特に野球なんか行くとすれば、こういう資金を使わないで、きちっとした、一般会計の中から出すべきだと思うことまず一点。

それからもう一点は、協和以外の子供たちも、ここは大仙市になったんだからな、協和地域以外の子供たちが行くとすれば、当然一般会計から選手補助とか、何かの名目を出さなければならないことだから、この基金は、本来であれば別に使うべきだと俺は思っているけれども、協和地域の人間にだけ特定していることだし、今回は。こういった使い方はうまくないと思うんだよな。基金の規約というか、解釈はいろいろな解釈できると思う、それはそれでいいけれども、本来であれば環境整備とかということ使ってきたことだし、それ今回こういった使い方すると他の地域で行きたいということになったときにどういう対応するしか。

○委員長（渡邊秀俊） 山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 今ご指摘あった件につきましては、広く文化の部分にも使っている部分が確かにありまして、一昨年からですか、使っている部分がございます。ということで、この後、財政、それから支所とも協議して、青少年交流とか、大仙市全体での事業となれば当然一般会計というふうなことになると思います。ということで、来年度以降について協議させていただきまして、財政等とも今後の対応について検討させて頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 来年以降きちっと、協和地域以外の皆さんに、説明できるような事業やっていかなければ、うちの方、昔の金あるからうちの方だけだよといった、そういったやり方は適当でないと思うし、当然、県の最終処分場の迷惑料でこういった基金積み上げた経緯、経過良くわかっているつもりだし、だからこそ協和地域だけしたとて、何でもかんでも拡大解釈してやるということは、全体から見ると非常に不公平なことが生じてくる、当然こういった子供たち、教育委員会関係の仕事なんては、当然不公平という考え出てくることだし、これはやっぱり、特に来年以降はきちっとした考え方の中で、やっていかなければ出来ないなと思っていることまず一点、もう一点は、特に協和地区は財産区なんてあって、いろんな形で学校教育に対して吹奏楽とかいろんなことで助成あるいは応援することは大変喜ばしいことだけれども、逆に見ると合併してから8年な

って、公平化保たれないような事業は慎むべきだと私は特に思っておりますので、ここら辺、うちの方で金あるからとって、こういうのは止めるべきだと思っておりますから、来年は、事業をもう一度見直してきちっとしていただきたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） ご指摘の部分について、再度検討させていただきたいと思っております。

○委員（鎌田正） 宮崎市と協和地域と交流しているからとって、限定販売のような交流の仕方はいかなものかと私は常日頃思っておりますので、やっぱり全体を考えて事業展開、これからは事業展開していかなければならないと思っている、特に、例えばですよ、旧西仙北地域で韓国のタンジン市と交流して、今年はたまたまいろいろな事情で交流できなかったわけけれども、こういったときは西仙北地域だけの子供やるなんていう、皆さんから当然反対出ると思うし、やっぱり大仙市全体から、特に子供たちの派遣というのは、そういった方向付けでこれから交流深めていかなければ、協和地域だけの子供たちと交流して大仙市良くなるとか、私思っておりませんので、そこら辺、公平感を持ってやっていただきたいと思っております、事業展開は。

○委員長（渡邊秀俊） いろんな部が関係するだろうから、中で調整とって、統一見解を求めます。

○市民部長（山谷勝志） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にまいります。

○委員長（渡邊秀俊） つぎに、議案第215号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」の内、市民部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第215号 追加付議の提案の平成24年度一般会計補正予算（第7号）10ページをお開き願います。また、事業説明書は2ページをお願いします。4款1項8目24事業再生可能エネルギー等導入事業費については、4,368千円を補正し、補正後の予算現額を同額とするものです。これは、再生可能エネ

ルギー導入事業費として、西仙北ぬく森温泉ユメリアに再生可能エネルギーを導入するもので、24年度は実施設計委託料を計上するものです。ユメリアについては、水害等の被害も受けにくく、鉄骨鉄筋コンクリート構造で強度的にも強固であるもので、災害時でも必要最低限の電力供給を可能とし、広域防災拠点（大規模避難所）としての機能を持たせるものであります。本事業の事業費は「秋田県再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業」を活用して、太陽光発電パネル48枚（11.2kw）、リチウムイオン蓄電池1基（15kwh）、排熱利用ヒートポンプ（101kw）を導入するものです。停電時は、ヒートポンプを活用するため、自家発電機（LPG使用、106kw、1,568kg）を設置いたします。この自家発電機と既存部分への接続については、補助対象外となっております。再生可能エネルギーの導入により、避難所としての機能を確保するほか、平常時も設備を活用し、年間約2,700千円の光熱費等の削減につなげるものです。24年度は、この実施設計委託料を計上するものです。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この事業については、国県の支出金が大半だと思うので、事業そのものについてはどうのこうの申し上げませんが、私どもの会派の中でも、なぜユメリアなのかという単純な疑問が出たり、果たしてあそこが適当なのかという意見がたくさんあります。事業実施にあたっては、地域の方々ともう一回、きちんとした形でわかりやすく、説明責任は必要だと思いますので、地元との十分な協議の後に実施すると、設計の段階だしべ、まだ、「はい」の声あり）で、何とか実施設計組むということで、今486万4千円上がったんだから、実施段階において地域の方々とは十分検証した上で実施するというようなことを敢えて申し上げておきますのでよろしく申し上げます。答弁はいりません。

○委員長（渡邊秀俊） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、この基金を活用して導入するという事業が、24年度から25年度というふうなことに、危険が非常に迫った段階なわけですけれども、この基金の活用期限が、この期限になっているというふうなことなんでしょうかということが一つ、それがあつたんだから、防災拠点施設というふうなことで、急遽どこがいいかということで、上がった施設がこのユメリアだったというふうなことで、大体この構想がいつか

ら、いつ頃出てきて、決定までの期間は大体どれくらいだったのか、そこら辺の経緯について教えて下さい。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 第1点目について、なぜ今の時期にこういう設計費を上げたかという点と承りまして蹴れども、ユメリアにつきましては、25年度事業実施をしたいということでございまして、その前年度に実施設計を組みたいというものでございます。それから、検討の経緯ということが第2点目と承りましたけれども、これにつきましては、昨年12月に、11月ですね、11月に国の第3次補正で東北地方限定で再生可能エネルギーを使用するという、そういうメニューが用意されました。これまでさまざまな、再生可能エネルギーについて、可能であるか否か検討させていただきまして、これは公共施設についてでございます。先般議員全員協議会でお示ししたとおり、地域等の、各地域に避難所が、停電時でも使用可能などという形で、用意させていただきましたのが、この前の説明でございます。なぜユメリアなのかという点でございますけれども、ただいま、地域防災計画の見直し作業を行っております。日本海側で大規模地震が発生した場合、あるいは駒ヶ岳の噴火等の大規模災害時には、ちょうど岩手県でいえば遠野市に相当する機能を大仙市あるいは横手市が担うものという、そういう想定をしておるとございまして。そういうことから、大仙市の中では、最大の宿泊キャパ、収容キャパを有するユメリアということが第1候補として出来たと、こういう経緯でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 急遽出てきたような事業のようなことで、みんながいろいろ、場所の問題等なぜユメリアなのかといったような疑問が相次いで出されるというふうなことがあるわけです。今の説明で言うと、いわゆる地域防災計画の見直し、そして、国が決めた東北地方にそういった、第3次補正の中での再生可能エネルギーの設置方を検討して行きたいという、この2つの事業を合体させた、1番の効果的な事業というふうなことで選んだということですね。

○環境交通安全課長（平寛二） そのとおりでございます。

○委員（佐藤文子） それで、さっき平時にはこの施設を、ユメリアの温泉施設事業で使うわけですが、270万円ほどの、これはトータルでの、年間ですか。節電というか、電気料金の節電。

- 環境交通安全課長（平寛二） 年間でございます。
- 委員（佐藤文子） 今度企画との関係もあることなんでしょうけれども、これだけの温泉施設で、年間270万円の節電につながるというふうなことで言いますと、ユメリアの電気料というのは年間どれくらいなっていたものか良くわかりませんが、今後こうしたユメリアだけでなく、それくらいの効果があるのであれば他の温泉施設などでも採用したいなどという、そういう希望も来ようかと思うんですが、そこら辺の考え方なんていうのはどういうふうなものなんでしょうか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、部長。
- 市民部長（山谷勝志） 今回の分については防災という部分がございます、最低限のものというふうな条件といたしますか、ございます。防災の中でも、他の地域の温泉の場合は、やっぱり災害時水に浸ってしまうということもありまして、高台にある場合はそういう部分が、できれば議員がおっしゃられるように、そういうパネルヒーターとかを使えるような状況にあればいいのですが、現段階では防災拠点という状況にはなっていないという面がございますので、屋上に出来ればというふうな格好になるかと思えます。今回の基金の場合は条件もございますので、新たな基金とか出てくればその辺は検討するということにもなるかと思えますけれども、現段階では、今のところはないです。
- 委員（佐藤文子） はい、わかりました。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。
- 委員（鎌田正） この件について、なぜユメリアかということだけでけれども、この施設作ることも何も反対していないし、ユメリアになることも反対はしないつもりですけれども、防災拠点だとすれば、そこへ行くまでの道路、交通網、そういったものはきちっと整備しておかなければ、建物出来て、確かに建物は防災拠点となるかもしれませんが、そこへ行くためにこの前一バスとかいう話は出たけれども、この前武田議員からも話し出たとおり、道路網の整備、あるいは災害時においての、地震等についての諸々の整備、そういったものをきちっとしておかなければ、折角建物は造って、底に泳いでいかなければならないような状況ではうまくないと思いますので、そうだとすれば道路網を整備すべきではないのかなと思っておりますので、そこら辺の考えは、なんと思っておりますか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、山谷部長。
- 市民部長（山谷勝志） 災害時すぐにとということも考えられますけれども、ある程度落

ち着いた段階で避難していただくということを想定しております。ある程度水が引いた段階でということも官が手おります。ただ、今鎌田委員がお話された、2回程道路が崩れているというお話で、支所の方から確認したところでは、その都度道路改修というか、法面を改修しているというお話は何ってあります。その辺につきましては、議会終了後に上の方と相談して、どのようにしていくか、あるいは建設部等との協議も進めていきたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あなたの言っていること良くわかっているつもりだけれども、実際問題として水上がるという場合、当然雨降って水上がることだから、水引けるってこともわかる、雨降ればあそこは災害出るということはまず確実なことだ。今まで何回土砂崩れあったか、あなた方数えたことないかもしれないけれども土砂崩れで、迂回路で2ヶ月も3ヶ月も通行止めになったり、あるいはたまたま迂回路あったからいいわけだけれども、今の状況で、ガード潜ってユメリアに上がろうとするところで土砂崩れあった場合は何ともならない。ヘリ行けば別だけれども。そういった状況、あるいは土砂崩れを想定して、あるいは反対側へ、例えば、設計上どうなるかわからないけれども、反対側へ道路作るとか、何かのそういった方法を講じていかなければ、防災拠点、後方支援と、良くわかっているつもりですけれども、設備はきちっとしたものでも底へたどり着けないことが生じるということを想定していかなければ、私は拠点として果たしていかなものかと思っていますので、今すぐは答弁できないと思うけれども、建設部との関係あるいは上層部との関係もあると思うけれども、そこら辺を想定しながら拠点ということ指定していかなければ出来ないものと思っておりますので、良く検討していただきたいと思えます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） その件につきましては、バイパスから直接行けるような道路ということも想定されるかと思えます。お時間を頂いてその辺については今後検討させていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） それに追加ですが、道路は道路で崩落するの、わかりますけれども、裏山の方、建物本体の、あれも結構工事中にあったたんですよ、防災拠点なところが山崩れてよ、拠点ならないときはなんとなるのか、そのあたりの整備も考えておか

ないとまずいと思う。大変だよあの山は、動いているから、実際。地元ではみんなわかっているからこういうこと言っているのですよ。そこら辺の調査をした方がいいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） その裏山の件につきましても、水抜き等の工事もやっております。地震も頻発しておりますので、その辺についても関係部署と協議してまいりたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第205号、「平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 議案第205号、平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。補正予算書の33ページをお開き願います。主な事業の説明書は11ページとなっております。今回の補正でございますが、保険給付費及び年間平均被保険者数の状況から年度の決算見込みを再試算したところ、保険給付費が不足すると見込まれることから、その補正をお願いするもので、歳入歳出それぞれ1億4千4百96万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を百2億7千8百79万4千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、38ページをお開き願います。初めに歳入ですが、3款国庫支出金1項1目、療養給付費等負担金2千4百77万5千円の補正につきましては、当初見込んでいた一般被保険者の年間平均被保険者数が見込んだよりも減少しておらず、当初見込み数より約2百人ほど増加していることから、療養給付費等が不足すると見込まれその財源として国庫支出金の療養給付費等負担金を増額するものであります。

同じく、2項1目財政調整交付金7百34万9千円の補正につきましても、一般被保険者の療養給付費等の不足額に対する、国からの交付金を見込んだもののほか、ジェネ

リック医薬品差額通知委託料に対する国からの交付金35万円が含まれております。4款療養給付費交付金1千4百7万6千円の補正につきましては、退職被保険者の1人当たりの高額療養費が当初見込みよりも増加していることから、退職者医療分の財源である交付金を増額するものであります。

次の、6款1項2目、都道府県財政調整交付金6百99万9千円につきましても一般被保険者の療養給付費等の不足額に対する、県からの交付金を見込んだものであります。次の39ページ、9款1項1目の財政調整基金繰入金は1億9百5万3千円の減額で、平成23年度繰越金が確定したことから、繰越金を財源とすることにより財政調整基金繰入金を減額するものであります。10款繰越金の補正につきましては、23年度からの繰越金を全額計上したもので、2億82万1千円を補正するものであります。

次に40ページ、歳出についてご説明いたします。2款1項1目 一般被保険者療養給付費4千4百15万1千円は当初見込んでいた一般被保険者の年間平均被保険者数より増加していることから、療養給付費等が不足する見込みとなるため、その補正をお願いするものであります。次の2目一般被保険者療養費156万6千円につきましても、一般被保険者の年間平均被保険者数の増加による療養費の不足額の補正であります。2款4項1目 一般被保険者高額療養費3千4百77万4千円は一般被保険者数の増と一人当たりの給付額も増加していることから、その不足額の補正であります。同じく5項1目 退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者の1人当たり的高額療養費が当初見込みよりも増加していることからその不足額として1千4百7万6千円の補正をお願いするものであります。2款6項1目 一般被保険者高額介護合算療養費についても不足額が生じる見込みから5万円の補正をお願いするものであります。

次の41ページ8款2項1目 保健活動費35万円は、医療費の適正化に向け、被保険者の方々にジェネリック医薬品が低価格で、自己負担額も低くなることをお知らせするため、その差額通知の作成を国保連合会に委託し、対象者に対して通知する経費の補正をお願いするものであります。詳細につきましては、別添資料を配付させて頂いておりますので、そちらでご説明させていただきます。

別添資料のジェネリック医薬品差額通知事業の実施についてをごらん頂きたいと存じます。始めに、事業の目的としては、市国保の医療費の適正化に向け、ジェネリック医薬品が低価格であり、利用促進をすれば、自己負担額も、又市の医療給付費も削減出来ることから、ジェネリックに切り替えた場合の自己負担額の差額をお知らせする差額通

知を国保連合会に作成委託し、年2回対象者に送付するものであります。なお、本年度は年度途中であるため11月診療分について3月までに送付する計画であります。

事業の実施にあたっては、5月に国保運営協議会で検討して頂きましたので、今回12月補正予算に予算計上し、委員会の皆様方にご説明させて頂くものであります。3の差額通知の対象者条件につきましては、全県で統一することとしており、①当該診療月に先発医薬品を処方された者、②処方された先発医薬品に対応するジェネリック医薬品があること、③ジェネリック医薬品に切り替えた場合、差額合計が500円以上生じる者、④差額通知対象年齢は16歳以上の者、⑤当該診療月のうち14日以上投与日数となっている者、としております。なお、今回全県では25市町村のうち18市町村が実施する予定となっております。

4の通知内容については、①医薬品名（当該診療月に処方された先発医薬品）、②負担額（当該診療月に処方された薬に対する自己負担額）、③ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額、（最も薬価が高いジェネリック医薬品との差額金額）としております。5のその他は今回の12月補正予算については24年11月診療分における差額通知対象者を1,750人と見込み1,750枚×連合会への作成委託料が1枚200円ですので、350,000円を予算要求しております。

次のページが差額通知の出力例であります。三つ折りサイズで、すかし防止加工とする予定となっております。参考例では、国保花子さんの場合24年5月に病院にかかって、支払いした医薬品の自己負担額は合計で6,757円となっております。もし処方された医薬品をジェネリックに切り替えた場合、3,902円の自己負担となり、2,885円節約できる計算になるというお知らせ内容になります。

次の3ページが、24年8月調剤分の医薬品利用の実態を、市町村毎に比較した一覧表となっております。上から7番目が大仙市となっておりますが、医薬品数いわゆる数量ベースでは7万1千7百7で、うち、先発薬品を使っているけれどもジェネリックに代えることが可能なものとする代替可能先発品が3万4千46、ジェネリックに代えることが出来ない代替不可先発品は2万5千6百66、ジェネリックを使用している数は1万5千5百95となっております。ジェネリックの割合では21.75%となっております。これを、薬剤料額いわゆる金額ベースにすると、ジェネリックの割合では8.79%となっております。国では、数量ベースでジェネリックの割合が30%以上となるよう、各

保険者に指導しておりますので、市でも今後数量ベース30%以上となるように対策を講じて参ります。

次の4ページはジェネリック医薬品の効果額を試算した一覧表となっておりますが、先ほど説明させて頂きましたが、作成条件を差額500円以上、対象年齢16歳以上で投与日数を14日以上とした場合、もし処方された先発医薬品をジェネリックに代えた場合、上から6番目が大仙市であります。自己負担減少額は2,376,600円削減でき、保険者である大仙市は6,547,196円削減できると試算したものであります。今後は、国保連合会のシステムにおいて削減効果等がわかる資料の作成が可能となることから、これらのデータを活用し、費用対効果を確認しながら進めて参りたいと思っております。

42ページ、12款 予備費につきましては、今後のインフルエンザ等医療費増加に対応するため、5千万円の追加補正をお願いするものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。質疑に入る前に、昼食のため、休憩いたします。午後1時に再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 休憩

- 委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を開きます。なお、高橋敏英委員から早退の届出があります。議案第205号、平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、説明が終了しておりますのでこれより質疑を行います。質疑のある方は、お願いたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 聞き漏らしたかもしれませんけれども、補正額の35万円というお金は、ジェネリック利用が進めば進むほど下りて来るお金というふうに捉えていいのかわかるか、それからもう一点は、ジェネリック医薬品を、患者さんご本人が利用するという、したいというふうなこともあります。お医者さんの、処方する医師の協力というふうなものほどの程度進んでいるのか、大仙市内における医療機関でのジェネリック対応について教えて下さい。
- 委員長（渡邊秀俊） 国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 説明資料の中でお話させていただいたわけですが、このジェネリックの通知を出した方々が全てジェネリックに替えていただければ、個人負担で行きますと、24年8月診療分で行きますと237万6,600円、そして大仙市としては月654万7千の医療費の削減が出来るということですので、35万円という通知の額なるわけですが、これを利用しながら、この促進を図りながら医療費の削減を図っていききたいということでもあります。

もう一点、医師の方々の協力も必要ではないかというようなご意見でございましたが、この件に関しましては、国保運営協議会先般開いた際に、もちろん医師会、薬剤師会、歯科医師会の先生方、会長さん方もいらしていますので、先生方の方にそれぞれ御協力をお願いしたいという申し入れをしております。今後につきましては、いろんな形でご協力を願うような会議等ありましたらその場でまたご依頼したいと思っております。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 実際に医療現場ではなかなかその先発薬品を扱いたいというお医者さんたちの意向の強い部分もあるというふうに伺っていますので、どこでもそういうお医者さんの処方に、後発品を使えるというふうに、今後これがすーっと広がっていくものなのかどうか、見通しの方はどんなふうに思っているのでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） 小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） ジェネリックに関しましては、厚労省で医療費の削減という目的から、各保険者に通知を出して、削減してもらいたいと、これが今医療費削減の一つの手だてだということで普及を進めているところであります。もちろん医師会、佐藤委員がおっしゃったように、医師の方では先発しか使ってはいけないというような考え方のお医者さんもいるとは聞いておりますけれども、いずれ今病院にかかって、処方箋、先生出してくれるわけですが、何も記入していない場合はジェネリックに出来ます、で、医師に証明があっても、これはもうその薬しか使えないよということになりますとそれはジェネリックに替えられないということで、処方箋を見ていただくとジェネリックに替えられるかどうかということがわかるようなシステムになっております。

○委員（佐藤文子） ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） つぎに、議案第206号、「平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 議案第206号、平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。補正予算書の43ページをお開き願います。主な事業の説明書は12ページとなっております。今回の補正でございますが、低所得者等対策の保険基盤安定のための保険料軽減について、平成24年度分が確定したことによる減額が主な内容で、歳入歳出それぞれ3千3百79万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億5千3百90万1千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、48ページをお開き願います。

初めに歳入ですが、3款1項1目 一般会計繰入金 3千6百74万円の減額につきましては低所得者等対策の保険基盤安定のための保険料軽減についての24年度分が確定したことによる減額で、県4分の3、市4分の1の一般会計からの繰入金の減額であります。4款1項1目は23年度からの繰越金で2百15万9千円の補正であります。5款3項1目 雑入は後期高齢者広域連合における新システム運用開始に伴う、市の端末接続及び増設経費に対しての広域連合からの特別対策補助金として78万9千円の補正であります。

次に49ページ、歳出についてご説明いたします。1款1項1目 一般管理費の78万9千円の補正は、平成25年度から後期高齢者広域連合において新システム運用が開始されることから、それに伴い市の端末接続及び器機の増設が必要となるため、その経

費の補正をお願いするものであります。費用については全額広域連合から補助金が交付されます。50ページ、2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金3千4百58万1千円の減額で、内訳は、前年度繰り越しされた保険料2百15万9千円と保険基盤安定のための保険料軽減についての24年度分が確定したことによる減額3千6百74万円であります。以上ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

なお、11月8日開催された、秋田県後期高齢者医療広域連合議会において認定されました、平成23年度歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書の写しをお手元に配布させて頂きましたので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第56号、「年金引き下げの中止を求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いいたします。小野地市民部次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 今回の陳情でございますが、要望事項ということで、いわゆる年金2.5%に引き下げを止めることということと、マクロ経済スライドを廃止して支給開始年齢引き上げなど年金制度の改悪を断念することというような陳情内容でございます。特例水準の2.5%というのは、平成11年から13年に物価が下落した際、本来であれば平成12年から14年の年金が3年間の累計で1.7%引き下げとなるところを、当時の経済情勢に鑑み特例的に年金額を据え置く措置を講じております。平成16年度、将来に向けての賃金、物価の上昇が伴えばこの特例水準を

解消する措置としておりましたが、現実的には賃金、物価の下落が続いていることにより、その措置が発動されず、本来の水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度ではその差が2.5%に拡大しているということでもあります。国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正ということで、先月の11月16日に参議院本会議で可決成立しております。過去の物価下落時に年金額を据え置いた結果、先ほど説明いたしました特例水準2.5%の解消について、減額の開始を当初政府案では24年10月だったものを1年間延長いたしまして、25年10月分の年金から1%、26年4月に1%、26年10月に0.5%というふうに参議院本会議で成立しております。物価スライドについてはご存じのとおり、公的年金の給付額を物価変動に応じて上下させる仕組みだということで、これも今法律が通って執行されているということでもあります。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 大仙市で年金受給者というのは何人くらいいますか。出来れば項目別に。

○委員長（渡邊秀俊） 小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 国民年金の平成23年度受給者数は29,827人となっております。ちなみに厚生年金の方は22,744人、船員保険が36人ということで、共済の方、ここに手持ち資料ないんですけれども、いずれトータルで52,507人という数字が、今受給している方ということになっております。

○委員（富岡喜芳） 受給金額、総額は。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 手持ちの資料でいきますと、今言った国民年金、厚生年金、国民年金だけですと181億7337万8千円、60万9293円、という数字です。厚生年金、45万5515円。国民年金に基礎年金部分があります。トータルで285億5631万250円。

○委員長（渡邊秀俊） 富岡委員。

○委員（富岡喜芳） ちなみに、無年金者は何人いますか。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それはちょっと、つかめないです。

○委員（鎌田正） 引き下げないとすれば負担増なる、

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 年金そのものは、もらっている人と掛けている人がいるわけなんですけれども、引き下げないとすれば、若い人がそれだけ掛けなけれ

ばいけない。

○委員（佐藤文子） 願意妥当。

○委員長（渡邊秀俊） いま、願意妥当という意見がありますが、他にございませんか。

○委員（富岡喜芳） 年金の、掛ける人が、若い人がかけないということですがけれども、全体から見れば六十何パーセントということは、全国的にはそうなっていますけれども、大仙市では大体どれくらいの納付率、掛け率になっていますか。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 市町村ごとという、ブロックごとになっていまして、東北ブロック、秋田県ブロック、など、市町村ごとの徴収ということにはなっていないので、わからないわけですがけれども、いずれこの地域は徴収率はいい方だということでご一緒しております。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。暫時休憩します。

午後 1 時 1 8 分 休憩

午後 1 時 2 1 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。鎌田委員。

○委員（鎌田正） 願意妥当はいいことだけれども、ただ、若い人に付けを回していいのかということ、もらう人間から見れば大変ありがたい話だけれども、その財源もなくて、これは無責任ではないかと私は思っている。つけは誰に行くかと言えば孫子の代まで行くのでないか。私は不採択です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） この件については挙手により採決いたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。（委員 5 人中、挙手 4 人）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手多数であります。よって本件は、採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第 5 6 号が採択されましたので、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出するこ

とに決しました。事務局から意見書案を配付させます。（事務局、意見書案を配付）

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。
-

- 委員長（渡邊秀俊） ここで、暫時休憩いたします。議案第204号、及び議案第215号の2件については、休憩後に討論及び採決いたしますので、それに係わる職員以外の方は退席して下さい。

午後1時24分 休憩

（総務部長及び関係課長入室）

午後1時27分 再開

- 委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を開きます。始めに、議案第204号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を再び議題といたします。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより議案第204号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

- 委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第215号、「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を再び議題といたします。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

- 委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより議案第215号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。なお本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決しました。

この後、「一般廃棄物処理基本計画の見直し案について」審議しますので、関係者以外の職員は退室願います。（関係職員以外退室）

○委員長（渡邊秀俊） 次に、「一般廃棄物処理基本計画の見直し案について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） まず、大仙市一般廃棄物処理基本計画見直し案説明資料をお願いします。1ページの1. 計画の見直し理由についてであります。本計画は平成20年4月に策定されており、3年～5年で計画を見直すこととしており、策定から5年目に当たる本年度に見直しを行うものです。

2. ごみ排出量の推移及び計画目標の達成状況であります。ゴミの排出量については、平成20年度の家庭ごみ有料化の実施を契機に減少に転じております。平成23年度には、前年度比0.5%の増加に転じ、排出量が底入れをしたことを伺わせる結果となっております。平成23年度の結果については、資源ごみを除く市民1日一人当たりのゴミ排出量は、18年比で13%減の856g、ゴミ排出量は17.5%減の27,901

t、リサイクル率は、11.2%となっており、いずれも、中間目標に到達していない状況となっております。

2ページをお願いします。3. 計画の見直しに当たり、家庭系可燃ごみの展開調査や事業所における資源ごみ店頭回収状況の調査、前期の事業の検証を行い、後期の課題の整理を行い、減量化、再資源化に努めていくこととしております。減量化の目標であります。20年策定計画において平成24年度に設定していた中間目標を、平成27年度末までの早期達成目標とするとともに、平成29年度のゴミ排出量を33.1%減の22,623tとして、達成を目指すこととしております。また、3ページ再資源化の目標については、再資源化の目標を平成27年度3,910t8.4%増、29年度4,432t 22.9%増として、再資源化の目標を定めたところであります。

次に、4ページをお願いします。4. 後期に実施する目標達成のための取組み（案）については、（1）では、前期からの継続事業として、NOレジ袋推進キャンペーンを初め5項目について、継続することとしております。（2）後期に新たに取組む廃棄物減量化施策については、①布類の資源ごみ回収（計画）収集実施に向けた検討②循環型社会形成推進キャラクター、NOレジ袋キャンペーンの標語募集③雑紙リサイクル袋による排出の推進④環境に優しいまちづくり研修会（仮称）⑤小学生を対象とした雑紙のリサイクルに関する環境学習を行うこととしております。

次に、計画案をご覧ください。大仙市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、初めに、お配りした大仙市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては、21ページからなっていますが、アンダーラインを引いた部分が、修正箇所となっております。先の説明資料以外の変更点について説明いたします。計画書の1ページは、20年度以降これまでの記述、22年12月の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」改訂されたこと、秋田県においては、「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」がさだめられたことと計画策定から5年を経過する現計画の見直しを行うことを記述しております。

2ページでは、変更部分として、平成22年度から申し込みによる粗大ごみの有料戸別収集に統一されたこと、平成20年4月に大仙美郷クリーンセンターにおいて、排出の主灰、飛灰固化物、破砕不燃物の埋め立てを大仙美郷環境事業組合が管理する一般廃棄物最終処分場への埋め立てが開始されていることを述べております。4ページには、ごみ排出量の22年度まで減少傾向にあったが23年度わずかに増加した経緯、5ペー

ジには市民1日一人当たりのゴミ排出量についても、22年度まで減少していたものが23年度に増加していることと、人口が毎年1000人程度ずつ減少していることを記載しております。6ページは資源ごみの回収量について、平成19年度をピークに減少傾向が続いていることやペットボトル、びん、缶類は、平成20年度から横ばいにあること、特にリサイクルされていない雑紙類が多いことから、古紙類のリサイクル向上が課題であることを述べております。7ページでは、収集運搬、処理体制の記載であります。粗大ごみの収集が統一されたことで、平成22年度より全てのごみについて、収集が統一化されたこと、処理体制では、平成25年度から大仙美郷クリーンセンターごみ処理場と最終処分場の運営について長期包括運営委託を行うこと、また、適正処理困難物では、医療機関と連携しながら、感染性のない廃棄物、通常の一般廃棄物の区分に従い処理することを述べております。8ページでは、ゴミの排出量について、平成20年度に家庭ごみの有料化実施及び事業系ごみに係るクリーンセンター使用料の改定などにより、平成23年度は18年度より、17.5%減少しているものの、有料化によるインセンティブ（動機付け）が薄らいできていることや、家庭から排出されるもやせるごみについては、品目毎に対策を検討する必要があることを述べております。16ページの1. 目標達成のための施策及び推進方法では、（1）ごみの発生抑制の③生ごみ減量化対策として、優良事例の普及に努めていくこと、（2）再利用の促進では、事例の紹介やアイデアなど再利用に関する情報を積極的に市民に提供すること、17ページ（3）再資源化の推進では、集団回収の促進では、平成22年度より実施の使用済食用油回収団体の育成支援を加えております。（4）環境学習の充実では、市民への学習機会の提供では、市民を対象としたごみ減量化に関する研修会の実施、（5）不適正処理対策では、23年6月に設立の仙北地域不法投棄対策協議会と連携した取り締まり体制の強化を加えております。（6）排出事業者による適正排出と資源化の推進では、現在行っておりますが、民間事業所に対する訪問指導、啓発活動の実施を加えております。21ページにおいては（8）29年度までの施策の進行管理表をあげております。

次に家庭系ごみ展開調査報告書をお願いします。家庭ごみの展開調査については、9月25日に行い、サンプルは、燃やせるごみの大（45リットル）について、大曲地域10袋、協和・中仙地域の各5袋計20袋について調査を行いました。その結果、3ページに示しておりますが、資源化できる紙が、11.7%布類が9.4%、水分を含む厨芥類が43.4%との結果が出ております。また、参考として、大仙美郷環境事業組

合で調査している乾かしたごみ（風乾）の調査においても、紙と布が、37.76%となっており、リサイクル、減量化の課題が見えてきたところでもあります。

次に民間事業所における資源ごみ店頭回収調査報告書をお願いします。1ページの表1をお願いします。これまで、統計上含まれていなかった店頭回収の資源ごみについて月にして約6,800kg、年間にして約82,000kgが資源ごみとして回収されていることも把握いたしました。2ページをお願いします。市内大型スーパーからの回答によると、1社を除くレジ袋の配布枚数については、月約27万枚であり、1店舗で、5万枚前後とすると15店舗あることから、年間約900万枚配布されていることになる。このことは、人口一人当たり年間300枚使用されると言われており、23年度末の人口89,290人で計算すると、300枚×89,290人=26,787,000枚であります。辞退率20%とすると21,429,600枚が使用されていることとなります。市内大型スーパーでの900万枚のレジ袋の使用は、市内総数の約42%を占めるものと見込んでおります。

さて、11月20日に大仙市廃棄物減量等推進審議会において、この基本計画をお示しし、ご意見をいただいたところでもあります。29年度まで減量化に向けて、33.1%のごみの減量化を図るといふ各種目標数値については、異論が無く、がんばっていただきたいとの意見をいただいております。後期に取り組む減量化施策では、①の雑紙のリサイクルについて、25年度に試験実施、26年度に全市で実施するとしているが、出来るだけ早めに実施すべきである。リサイクル出来る紙類、できない紙類について理解が不足しているので、効果的なPRを実施していただきたい。との意見をいただいております。また、②布類のリサイクルでは、回収業者が処理しやすいようにすることを優先するのか、市民が排出しやすいようにすることを優先するのかということだが、市民が出しやすい形で実施していただきたいなどの意見をいただいております。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この説明書、基本計画にも書いてあるわけですがけれども、ゴミ排出量の推移の中で、23年度からは、22年度でゴミの排出量の減量化が底入れして、23年度には増加に転じてきているという評価なんですけど、文章に理由として、有料化による動機付けが、そういう意識が弱まったというようなことで評価しているんですよね。それはちょっと違うんじゃないかと私は思っているんです。確かに有料袋

に慣れもあるかもしれませんが、少し分量が増加に転じてきているというのは、むしろ、中には11%くらいはまだまだ分別できる紙類があるんだというふうな、このところをもっと徹底して、これも分別できますよと、資源化できるんですよというふうな、そうした啓蒙がこの間なされてきたのかということもありますけど、ここにあまり出ていないので、やっぱり高齢化と共に要介護者が相当出ていて、紙おむつとかそうした病院施設等で、重量とすればものすごく重くなっているんですよ、あれって。だから、紙おむつだとか、そうした危険じゃない医療廃棄物の増加というあたりはどれくらいに18年から23年までの5年間の間に要介護者がものすごく増えているんですよ。そこら辺の実態調査をもう少し、その点での調査をされたらいいんじゃないかと私は思いました。されているのかもしれませんが、そういうふうなことで、そういった部分なんかは当然リサイクルできないわけですので、そのへん、ちょっと感じたところです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 大変貴重なご意見ありがとうございます。分別することによって、さらにゴミを減量化しようということで私どもの方もピーアールに努めていきたいというふうに、これまでも言ってやってきたんですけども、更にやってまいりたいということでございます。

それから、紙おむつの点につきましては、今朝の新聞に載っていたんですけど、ペレットにして、大和ハウスで45万ほどの、ペレットにして資源として活用していくという動きもございまして、非常にいい記事だなと感心してたんですけども、いずれ紙おむつの割合というのは実態調査しておりませんので、介護の方と絡めて調べてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あとは、議会の部分とも、最近いろいろな資料要求しますけれども、全ての事業に渡る大まかな資料を求めるあまり、財政担当課は、こんな分厚い決算資料、これもものすごい膨大な紙使っているんですよ。議員がほんとに調査したいものについてはしっかりその部分について担当課に行って聞いて自分なりの資料集めれば、集めるという仕事も我々議員の仕事なものですから、決算予算の度にああいう膨大な資料を、そういうゴミを我々から作っていくということはいかがなものかと、あれを準備する財政当局の、人がだんだん少なくなっていく中で、これを準備する方

も大変な労力を、そういった身近なところから改善できる、私はいつもそれを感じているんです。私も紙使う方ですけれども、なんぼでも裏を使うようにしてるんですけども、そこら辺も、議会内部からもその点での改革、そういったところも改革した方がいいんじゃないかなと、これは議会としての一つの意見として。料金は上げませんよね。

○環境交通安全課長（平寛二） 値上げしてございません。

○委員（富岡喜芳） さっき紙おむつの件で聞きましたけれども、その処理についてはどのようにしているんですか。

○委員（佐藤文子） 施設からは事業系ゴミで出ているでしょ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 基本計画の中で、処理方法だとか課題だとか書いてあるんだけど、実際これをやるとすれば、一例を挙げれば、リサイクル関係なんて、別の視点で、あるいはそのための機会とか必要だとか、そういったこともきちっと、ただ資源ゴミの再利用、言葉としては十二分に理解できるんだけど、例えば今言ったような生ゴミの堆肥化もたいしたことだと思っただけだけど、果たしてただこれ言葉の羅列だけで、具体的にやるかといえ、あなた方だけでやれるものでもないし、農林課と連携取るとか、あるいは灰の、スラグの建築資材の云々とか書いてあるんだけど、実際問題としてあそこのクリーンセンターではスラグの廃材で使っていけないわけだ、その成分の関係あって、そういったこと具体的に、基本的な計画はいいんだけど、それがどうやれば出来るのか、そういった、あなた方だけで対応できない部門、横の連絡取っていかなければきちっとリサイクルは出来ないのではないかなという感じ一つと、7番目の旧町村でやった一般廃棄物の最終処分場の停止、これはもちろん停止すること良くわかっているけれど、これも金の掛かること重々わかる、従ってきちっと年次計画の中で処理していかなければ、次の世代に負の財産として残っていくことになるから、きちっと処理していかなければならないのではないのかなと思います。

それから、今佐藤さんからも話しあったけれども、紙の量、私も集落の自治会の会長やっていれば、回覧板の来ること、びっくりしてます。そして紙の枚数がものすごい、片方しか刷っていない、同じ市役所の中から出てくる、片方しか刷ってない印刷物もあるし、もう少し工夫して、横の連絡とってもう少し効率のいい回覧、お知らせの仕方検討してもいいのではないかなと、これは市役所全体で考えていかなければならないと思

うので、そこら辺よろしくをお願いします。

○環境交通安全課長（平寛二） 気づかない点までご指摘いただきましてありがとうございます。この計画書に書いただけで終わるということではなく、具体的がんばってまいりたいと思います。それから二つ目の最終処分場につきましては、今7つ最終処分場ございまして、休止状態に入っているわけですが、国の有利な制度を待ちながら、という部分もございまして、まだ廃止に至っていないのが実状であります。国の方に、そういう制度を探しながらこれについても後の世代に負担を残さないような形にしたいと思ってございます。それから、回覧の紙については、やっぱりどうしても片面だけ使って片面が空いているということで、佐藤委員さんなんかは後ろ活用して、有効活用されているという例もございましたけれども、枚数を減らすという取り組みが、まずは足下の市役所からということでございましたので、これについては各課に知らせながらやってまいりたいと思います。

○市民部長（山谷勝志） 今鎌田委員から出されましたこの最終処分場の件について、前の総務民生常任委員会でも有利な、国の補助とかという話を出しておりますけれども、私としては、そういうことではなくて、来る可能性は薄いと感じておりますので、順次計画と見積もりを立てながら進めていきたいと考えておりますので、担当を含めて今後年次計画を立てていきたいと考えております。一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 何回も申し上げるけれども、こういった事業は、あなたたちだけの部とか課の仕事だけじゃなくて、やっぱり市役所全体の横の連絡良く取っていかなければ絶対、この計画なんて全部成就できるわけでもないし、達成できるわけでもないから、そこら辺、部長会議あるいは課長会議でも良く連携を取りながら進めていってもらえればなと思ひておひます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ノーレジ袋の取り組み、それは非常にいいことだとは思ひますけれども、一方でこのビニール袋が大量に生産販売されていると、いうふうなのも事実ですよ。なぜなら、買い物袋をもらわない代わりにビニール袋が必要で、何かにつけて「くちゅと」入れて捨てる場合、またしまう場合、大量のビニール袋を必要としている社会でもあるわけですよ。ノーレジ袋で袋をもらってきてないけれども生ゴミを捨てる際には、良く水気を取ってビニール袋等に入れて下さいというような話もあるとおひ、実際

問題ノーレジ袋でビニール袋を使わない運動を進めている一方で本当にビニール袋は減っているのかどうかというあたり、データの的に遡って、その分量というものが実際どう、ノーレジ袋はじまって相当長く経っているわけじゃないんですけれども絶対量としてここ数年減っているものなのかどうか、そこら辺少し、私は社会がビニールを大量生産、大量使用する社会になっていると思うものですから、そう減っているものじゃないというふうに思うんですね。そこのところを参考までにもし調査する、調べられるようなことがあったらお願いしたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、寺井参事。

○根教交通安全課参事（寺井純子） レジ袋につきましては、平成22年頃からレジ袋の減量化を目的にキャンペーンやっております。全国的に非常にそのことが盛り上がりまして、マイバック・マイバスケットを持ってくる方々も増えておりました、22年頃につきましては。ここ1・2年につきましては、そういう声そのものがちょっと落ちてきたというせいもあるかもしれませんが、非常にマイバック・マイバスケットを持つお客様が固定化してきていると捉えております。ただ、これはお店の方にも、一生懸命取り組んでいるお店の場合は、実際袋を持ってくるお客様が多かったです。それから、例えばそういうことに対して、お客様の要求に応じていこう、要するにレジ袋が欲しいと言うんだったら差し上げましょうという考えのお店もありますので、そういうところについては、実際キャンペーンを張っても持ってこない方々が多いということ、ここ1・2年のキャンペーンの中で把握はしております。ただ数としては把握できておりませんので、これについては申し訳ございません。

○委員（佐藤文子） 私はいいです、あと。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。以上で、「一般廃棄物処理基本計画の見直し案について」を終了します。

○委員長（渡邊秀俊） その他、委員から何かございませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 0 8 分 閉会

委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 辺 秀 俊